

障害者自立支援法に基づく ヘルパーステーションあやはし苑 運営規程
(居宅介護・重度訪問介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中陽福祉会（以下「本会」という）が設置するヘルパーステーションあやはし苑（以下「事業所」という）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションあやはし苑
- (2) 所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1410番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下提供するサービスが居宅介護にあつては[居宅介護計画]、重度訪問介護にあつては[重度訪問介護計画]という。)を記載した書面(居宅介護計画書、重度訪問介護計画書)を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書を交付する。

(イ) 居宅介護計画、重度訪問介護計画(以下[居宅介護計画等]という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員等 10名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日・天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き月～土とする。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(3) サービス提供日

天災その他やむを得ず業務を遂行できない場合を除き毎日までとする。

(4) サービス提供時間

午前7時から午後7時30分までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)

(3) 精神障害者(18歳未満の者を除く)

(4) 難病患者等(18歳未満の者を除く)

(居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画書の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等介助（(3)の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
 - キ その他必要な身体介護
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助
通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院等を支援する。
- (4) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (5) 重度訪問介護に関する内容
入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助
- (6) 前各号に掲げる便宜に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言
(利用者等から受領する費用の額等)

第9条 居宅介護等を提供した際には、利用者等から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない場合、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 第11条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から片道25キロメートル未満 無料
 - (2) 事業所から片道25キロメートル以上の場合、1キロメートル増すごとに10円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 10 条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用の額（特定費用を除く）から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、うるま市・沖縄市とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第 12 条 訪問介護員等は、居宅介護等を実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 居宅介護等の実施中に天災その他の災害又は事故等が発生した場合、訪問介護員等は必要により利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項又は法第 48 条第 1 項の規定により沖縄県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 4 5 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(損害賠償)

第17条 理事長は、利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 必要に応じてその都度

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第19条

1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

付 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 「指定障害者居宅介護事業所 あやはし苑 運営規程」（平成17年11月1日施行）平成18年3月31日をもって廃止する。
3. この規程は、平成18年10月1日から施行する。
4. この規定は、平成24年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成30年2月6日から施行する。
6. この規程は、令和2年5月1日から施行する。
7. この規程は、令和2年8月1日から施行する。
8. この規程は、令和5年5月1日から施行する。
9. この規定は、令和6年4月1日から施行する。